様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備　考

㈱１　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

最低賃金の改正決定に関する公示

茨城労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、**茨**城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年**茨**城労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 11 月 28 日

茨城労働局長　中屋敷勝也

第４号中「１時間798円」を「１時間811円」に改める。

附　則

この決定は、平成26年12月31日から効力を生ずる。

栃木労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、栃木県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年栃木労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 11 月 28 日

栃木労働局長　堀江　雅和

第４号中「１時間809円」を「１時間821円」に改める。

附　則

この決定は、平成26年12月31日から効力を生ずる。

栃木労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、栃木県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成20年栃木労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 11 月 28 日

栃木労働局長　堀江　雅和

第４号中「１時間812円」を「１時間825円」に改める。

附　則

この決定は、平成26年12月31日から効力を生ずる。

新潟労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年新潟労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 11 月 28 日

新潟労働局長　梅澤　眞一

第４号中「１時間808円」を「１時間822円」に改める。

京都労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、京都府自動車（新車）小売業最低賃金（平成23年京都労働局最低賃金公示第２号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 11 月 28 日

京都労働局長　森川　善樹

京都府自動車（新車）小売業最低賃金

１　適用する地域　京都府の区域

２　適用する使用者　前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

⑴　自動車（新車）小売業のうち、自動車メーカー（販売子会社及び日本法人を含む）と新車販売契約を結んでいるディーラー

⑵　⑴に掲げる産業において管理，補助的経済活動を行う事業所

⑶　純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が⑴に掲げる産業に分類されるものに限る。）

３　適用する労働者　前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

⑴　18歳未満又は65歳以上の者

⑵　雇入れ後３月未満の者であって、技能習得中のもの。ただし、自動車整備の業務に主として従事する者については、雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの

⑶　次に掲げる業務に主として従事する者

イ　清掃、片付け又は賄いの業務

ロ　洗車、ワックスかけ又は駐車場内整理の業務

ハ　受付補助又は書類等の事業場内集配、複写若しくは転記の業務

４　前号の労働者に係る最低賃金額　１時間790円

５　この最低賃金において賃金に算入しないもの　精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

島根労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、島根県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年島根労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 11 月 28 日

島根労働局長　古田　宏昌

第４号中「１時間732円」を「１時間749円」に改める。

裁判所関係

採用候補者名簿の有効期間の満了

人事院規則８―12（職員の任免）第14条第１項の規定に基づき、下記に掲げる採用試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿の有効期間は、平成26年11月27日をもって満了した。

平成 26 年 11 月 28 日

人事院人材局企画課長　池本　武広

記

平成25年度外務省経験者採用試験（書記官級）

公　告

諸事項

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第８項の規定により、適格機関投資家として届出を行った者を次のとおり公告する。

平成 26 年 11 月 28 日

金融庁長官　細溝　清史

１　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第10条第１項第23号ロに該当するものとして届出を行った者の名称等

⑴　ポール・キャピタル・ピーシーティーエス・ホールディングス・エルピーの業務執行組合員等である

名称　ポール・キャピタル・ファンド・マネジメント・エルエルシー

住所　アメリカ合衆国、94105、カリフォルニア州、サンフランシスコ、スイート2500、マーケット・ストリート575

２　前項以外に該当する者としての届出を行った者の名称等

⑴　名称　アイ・エヌ・シー・ジェイ水１号株式会社

住所　東京都千代田区丸の内一丁目４番１号

⑵　名称　日本ＧＥ株式会社

住所　東京都港区赤坂五丁目２番20号

⑶　名称　一般社団法人全国水産業団体共助会

住所　東京都千代田区内神田１丁目１番12号

⑷　名称　学校法人　関東学院

住所　横浜市金沢区六浦東一丁目50番１号

⑸　名称　学校法人　上智学院

住所　東京都千代田区紀尾井町７―１

⑹　名称　学校法人　松山大学

住所　愛媛県松山市文京町４番地２

⑺　名称　株式会社ＡＳＫ　ＰＬＡＮＮＩＮＧ　ＣＥＮＴＥＲ

住所　大阪市中央区鎗屋町一丁目１番３号